

最近の建設業を巡る状況について

1. 建設業の現状

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
(国道443号寺泊(益城町)) (県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業の課題

【1. 建設業の働き方改革の促進】 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【2. 建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

【3. 持続可能な事業環境の確保】

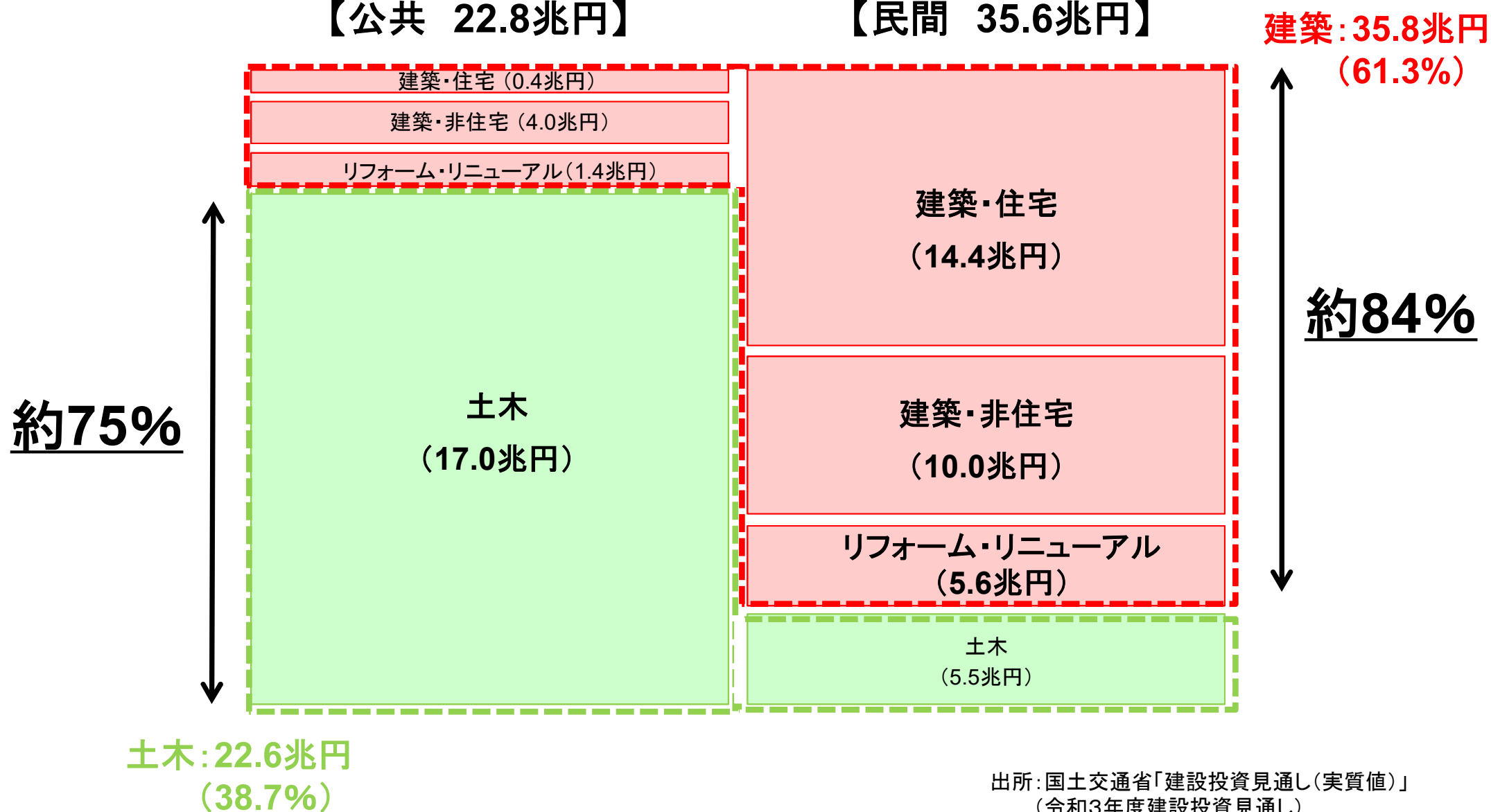
地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。

【公共 22.8兆円】

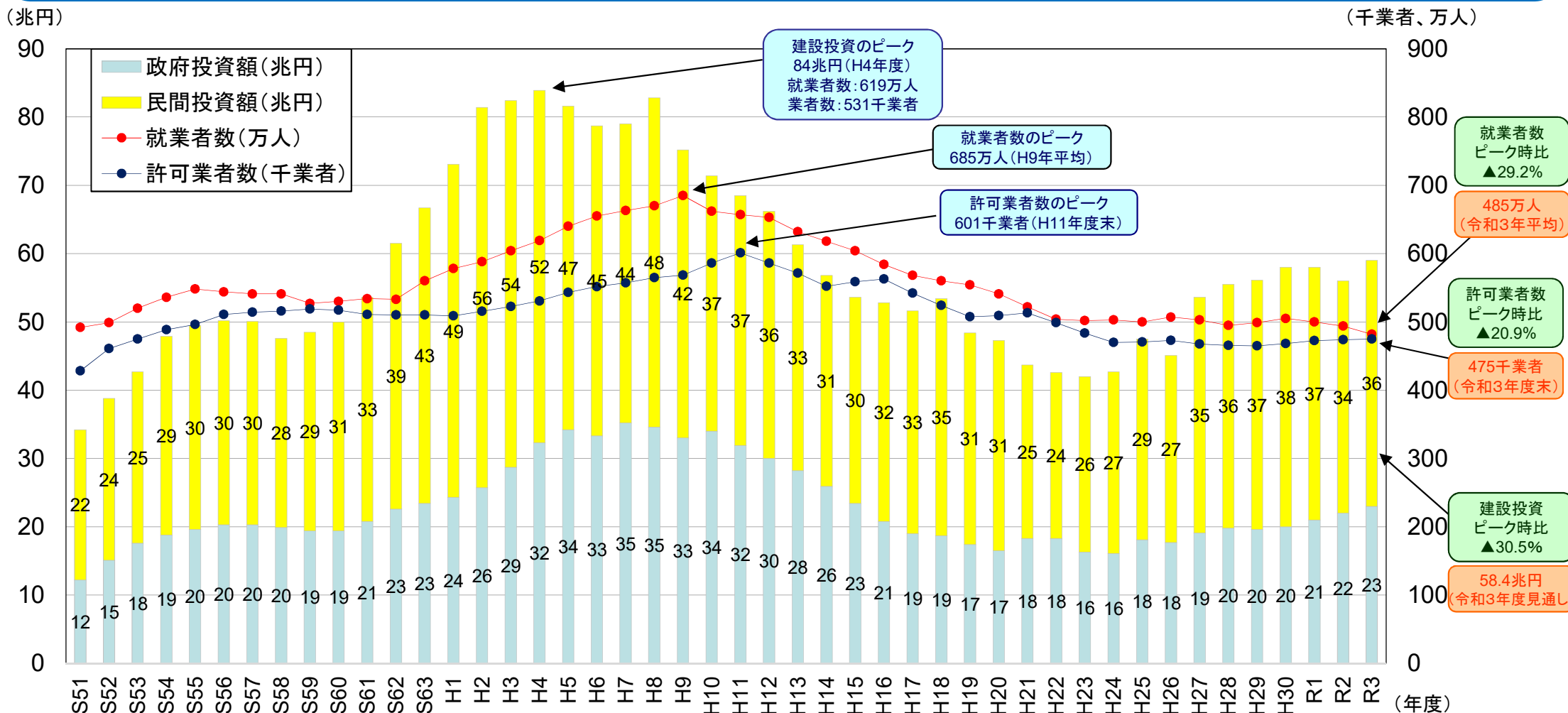
【民間 35.6兆円】



出所: 国土交通省「建設投資見通し(実質値)」
(令和3年度建設投資見通し)

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し（ピーク時から約31%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

建設業就業者の現状

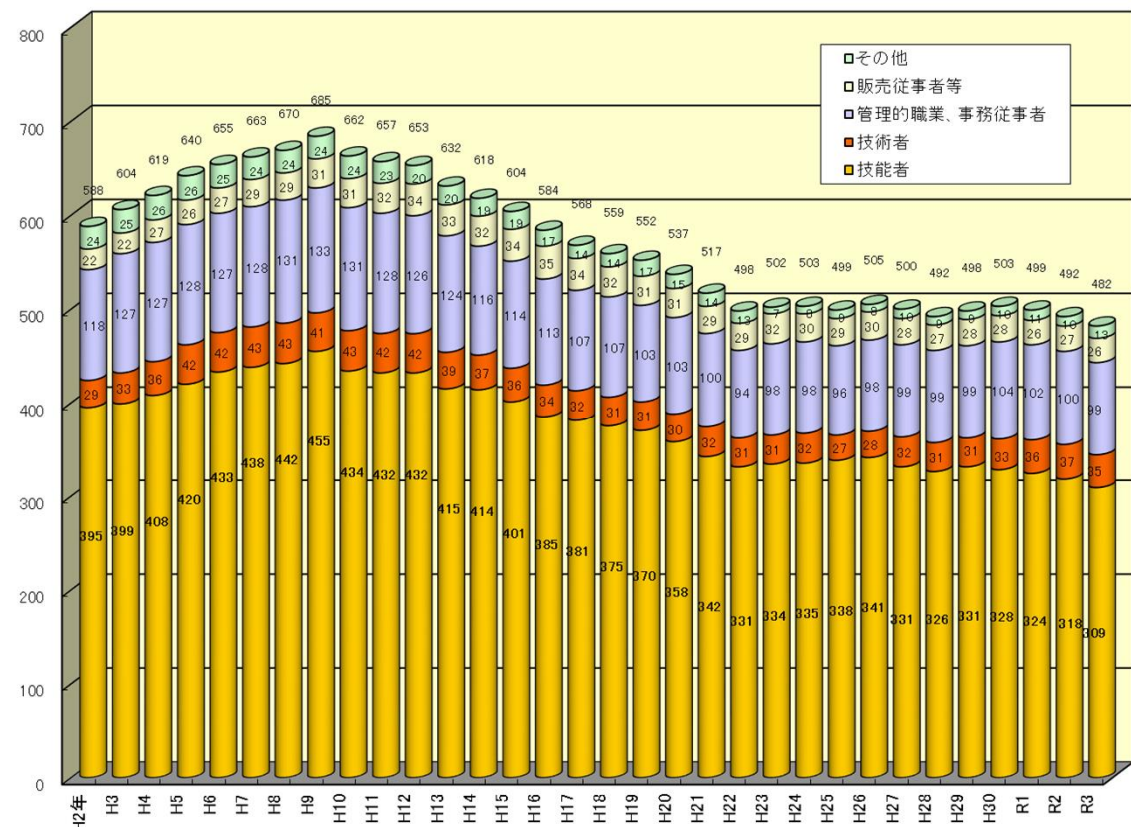
技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 482万人(R3)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 35万人(R3)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 309万人(R3)

建設業就業者の高齢化の進行

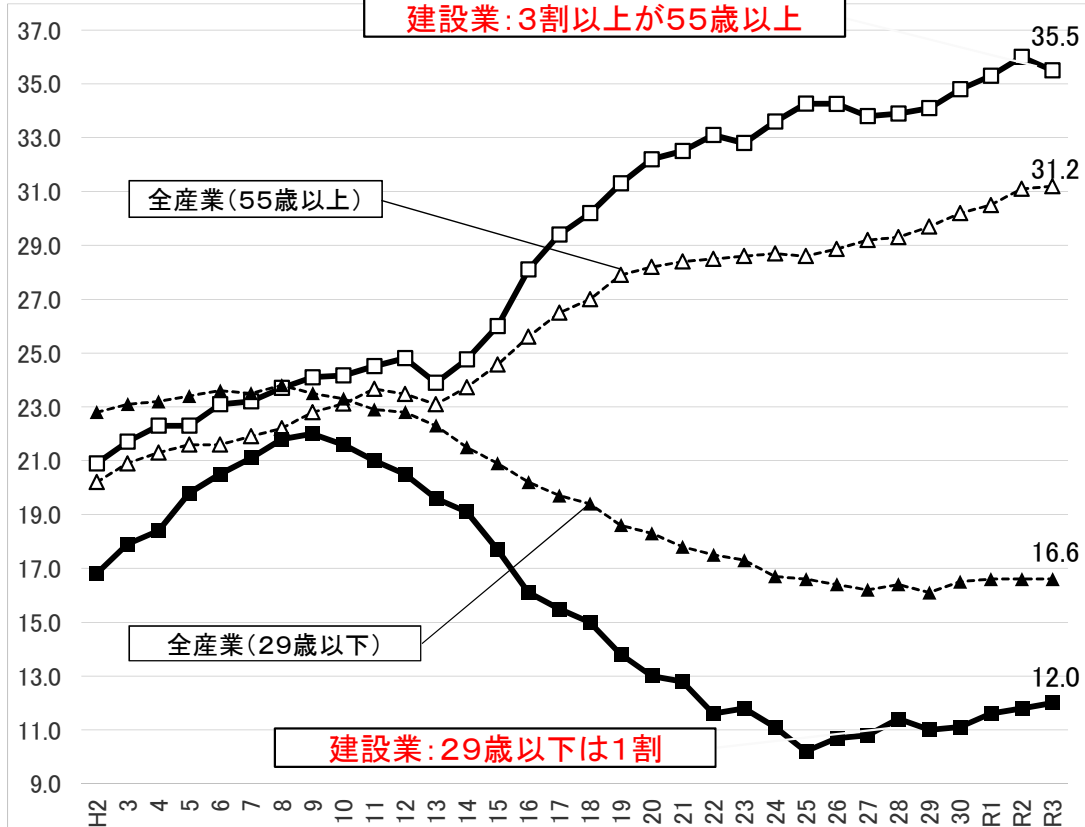
○ 建設業就業者は、55歳以上が35.5%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少(29歳以下は増減なし)。

(万人)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

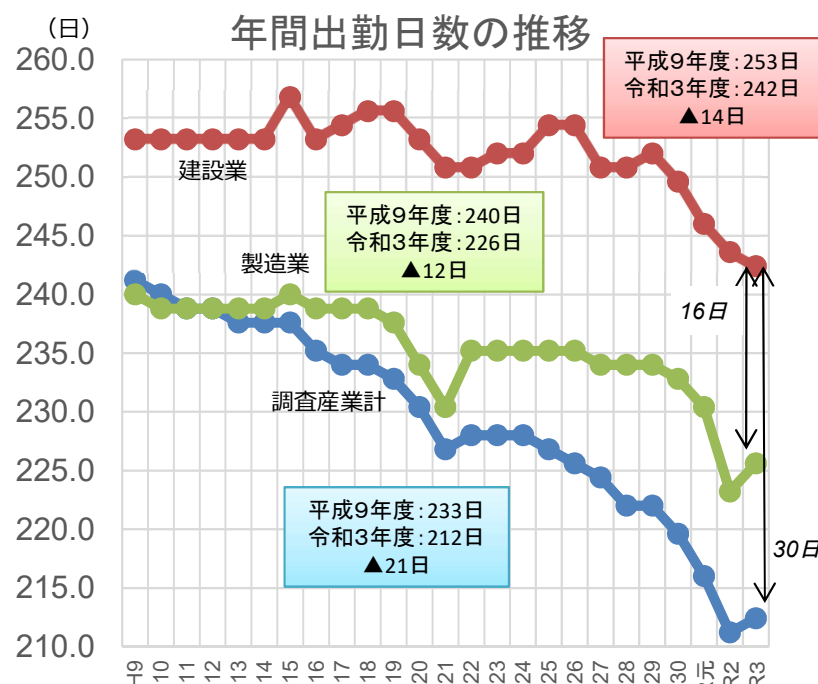
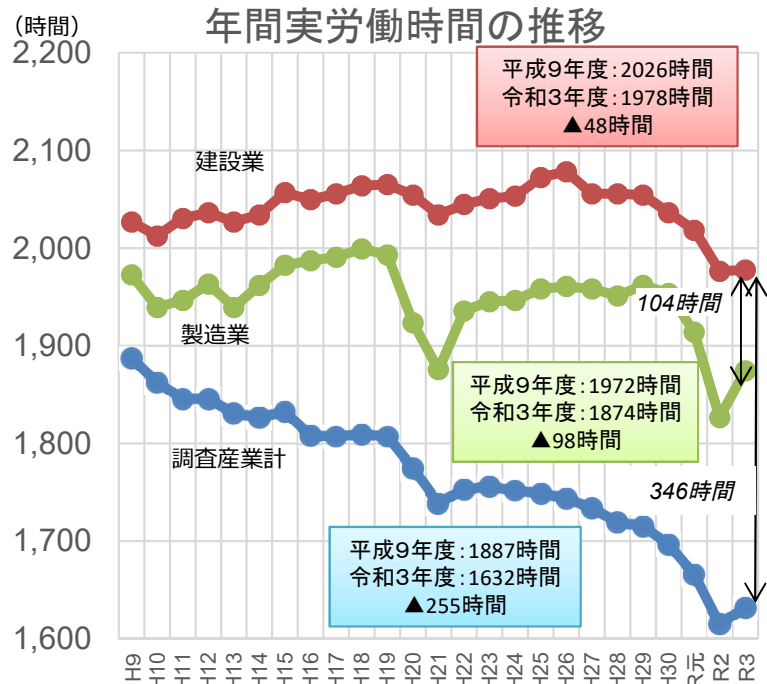
○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和3年平均)をもとに国土交通省で推計

建設産業における働き方の現状



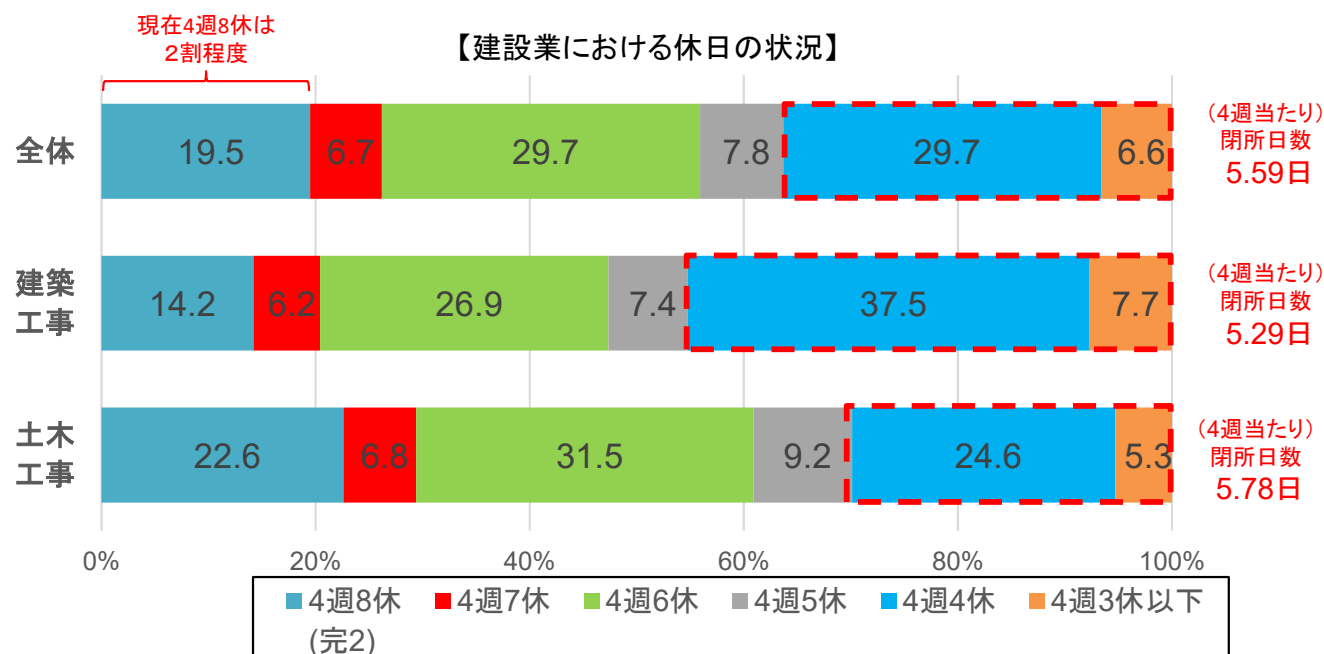
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上（約2割）長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より
国土交通省作成

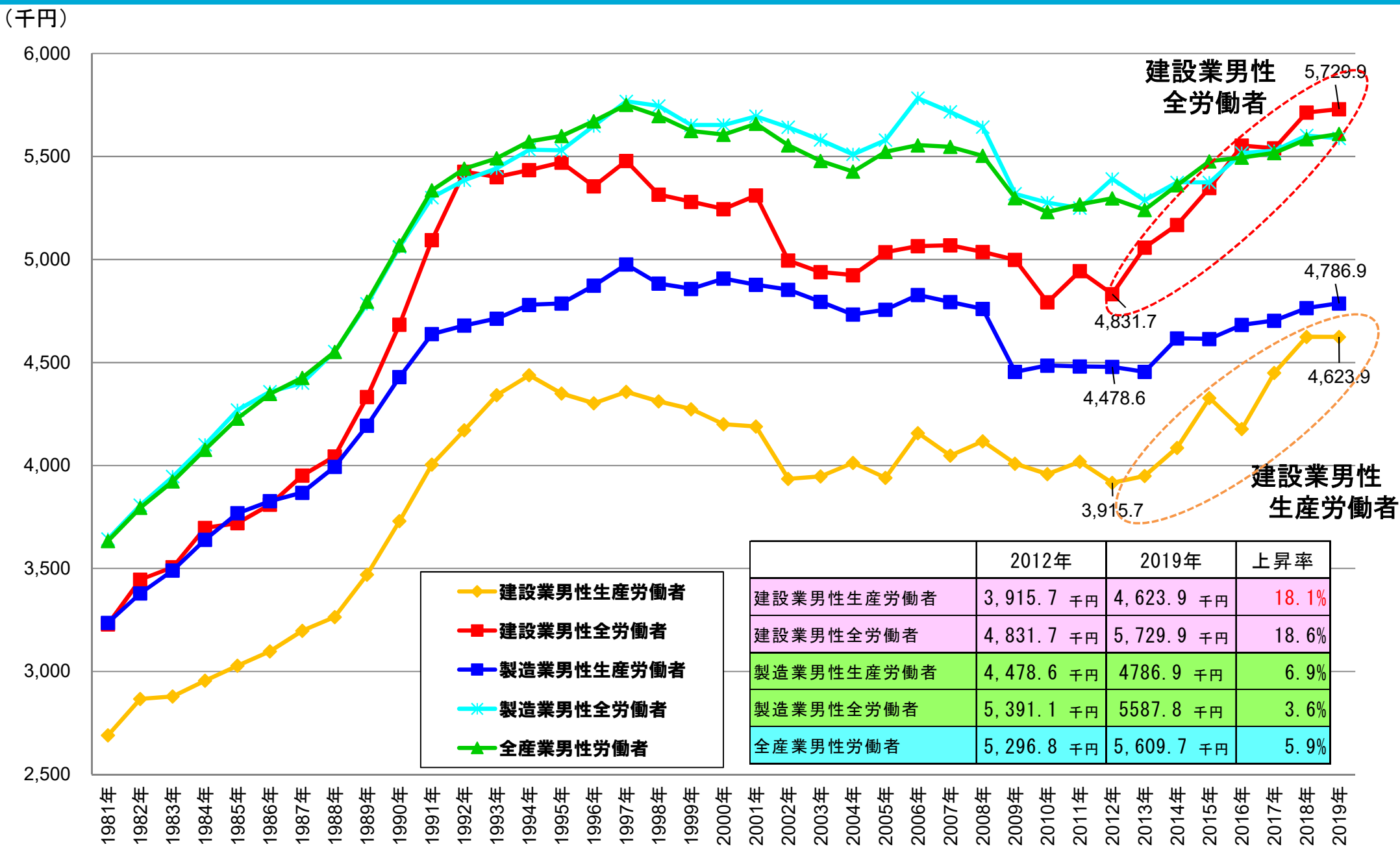
○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成



建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

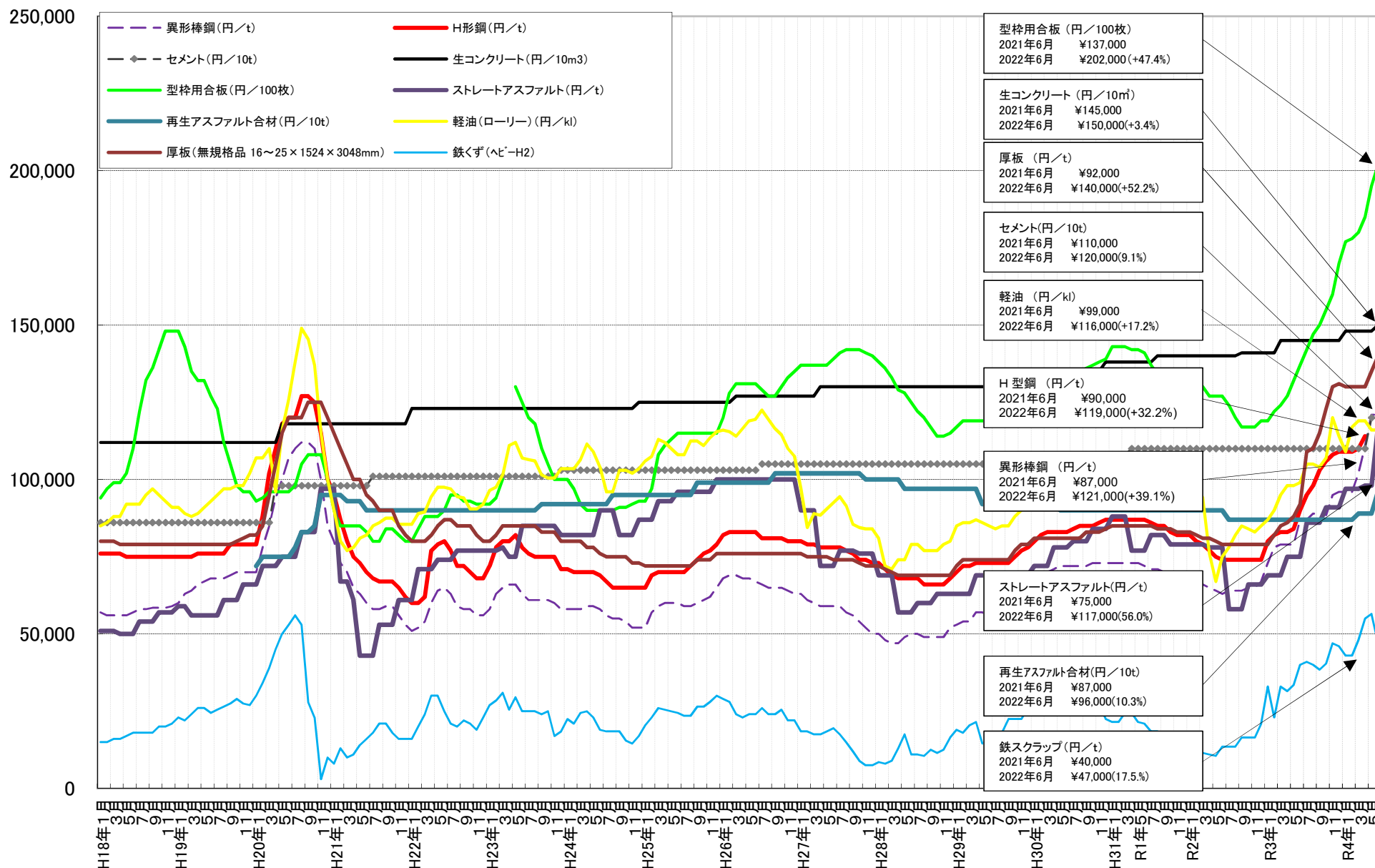


(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

(円／単位)

価格推移(東京)

出典：「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)



2. 新・担い手3法について

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務 - 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 - 適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 - 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 - 災害協定の締結、発注者間の連携 - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
○工期の適正化 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 - 社会保険の加入を許可要件化 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い	○技術者に関する規制の合理化 - 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要	○災害時における建設業者団体の責務の追加 - 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 - 経営管理責任者に関する規制を合理化 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

1.建設業の働き方改革の促進

長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

<参考>

建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。

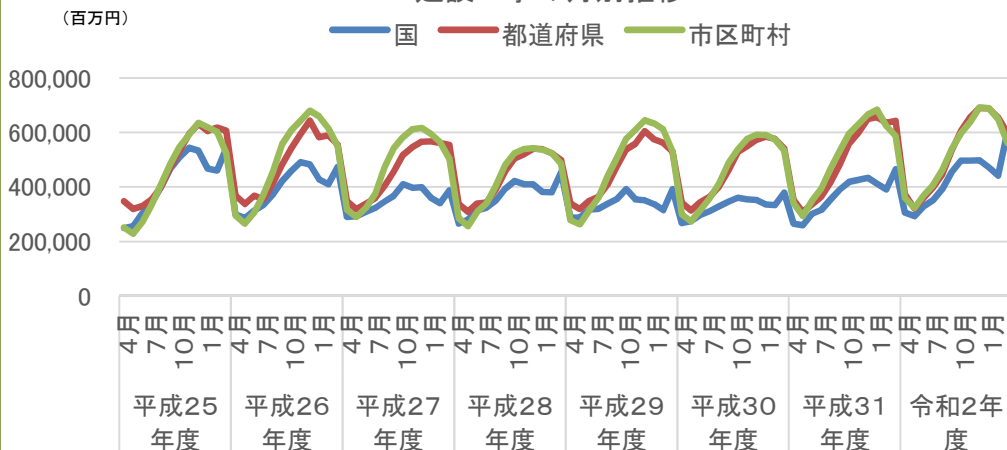


平準化

<入契法にて措置>

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。

建設工事の月別推移

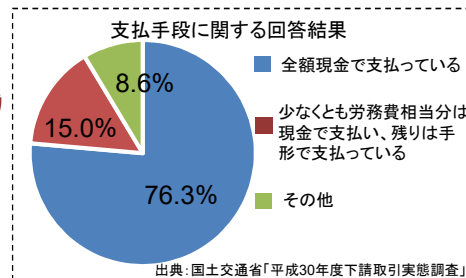
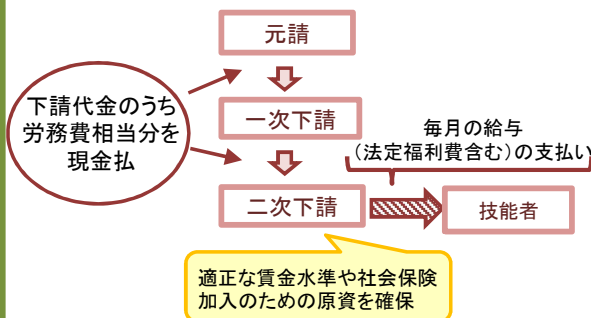


出典:建設総合統計 出来高ベース(全国)

処遇改善

下請代金のうち**労務費相当分について現金払**

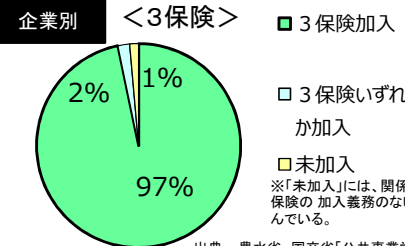
➡ **下請労働者の処遇改善**



出典:国土交通省「平成30年度下請取引実態調査」

下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



出典:農水省、国土交通省「公共事業労務費調査」

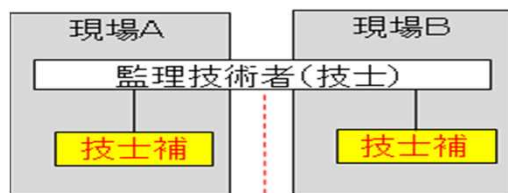
※省令事項として位置付け

2.建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を**補佐する制度の創設**
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。
➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

<現行制度>

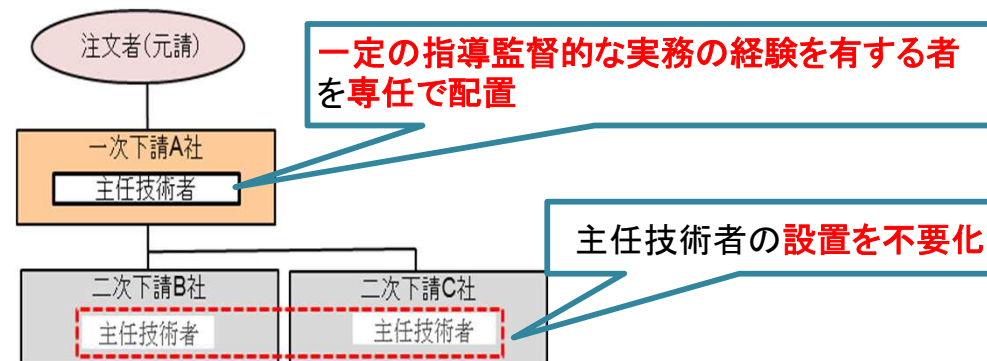
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする:

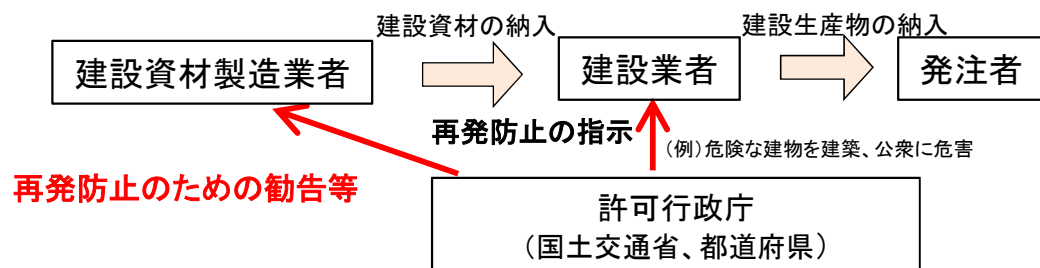
- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**

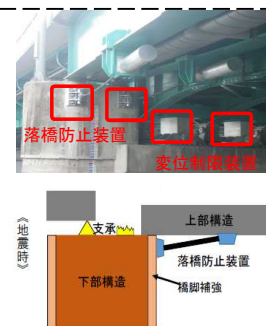


➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた**生産性の向上**

落橋防止装置等の溶接不良
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】

耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見



3.持続可能な事業環境の確保 等

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1)経営の安定性

経営能力 (経營業務管理責任者)

➡ 事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること

財産的基礎

(請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)

(2)技術力

業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)

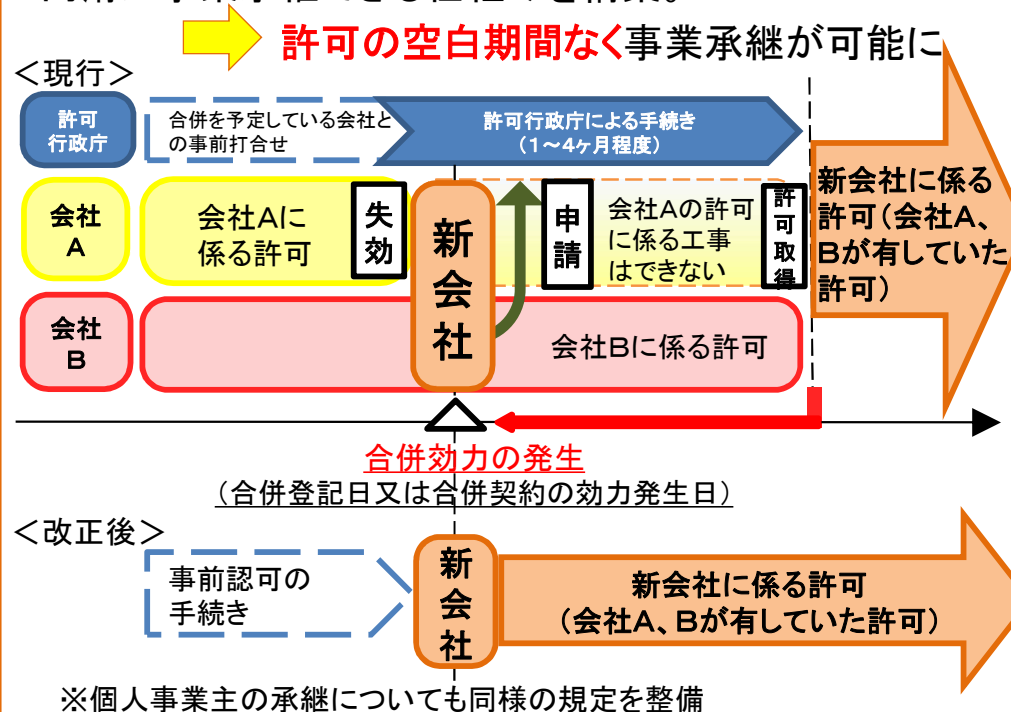
(3)適格性

誠実性

(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。



その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供

工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止

元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証掲示義務緩和

工事現場における下請業者の建設業許可証掲示義務を緩和

施工技術の確保

建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務

迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化

3. 工期に関する基準等

● 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論	(1) 背景 (2) 建設工事の特徴 (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係 (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約 (4) 本基準の趣旨 (5) 適用範囲 (6) 工期設定における受発注者の責務
---------------	--

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項
(1) 自然要因 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等 (2) 休日・法定外労働時間 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保 (3) イベント - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等 (4) 制約条件 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等 (5) 契約方式 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等 (6) 関係者との調整 - 工事の前に実施する計画の説明会 等 (7) 行政への申請 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等 (8) 労働・安全衛生 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等 (9) 工期変更 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意 (10) その他 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項
(1) 準備 (i) 資機材調達・人材確保 (ii) 資機材の管理や周辺設備 (iii) その他 (2) 施工 (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事 (iv) シールド工事 (v) 設備工事 (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事 (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他 (3) 後片付け (i) 完了検査 (ii) 引き渡し後の後片付け、清掃等の後片付け期間 (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項
(1) 住宅・不動産分野 (2) 鉄道分野 (3) 電力分野 (4) ガス分野

第6章 その他
(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応 - 駆け込みホットラインの活用 (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更 (3) 基準の見直し - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について
働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

適正な工期設定

- 新・担い手三法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事での取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和3年度以降は**原則全ての工事を「週休2日対象工事」**として公告。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**（R3年5月公表）。

民間工事での取組

- 「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、**民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対して周知**を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、令和3年度、**民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査**を実施。好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を実施中。

4. 経営事項審査

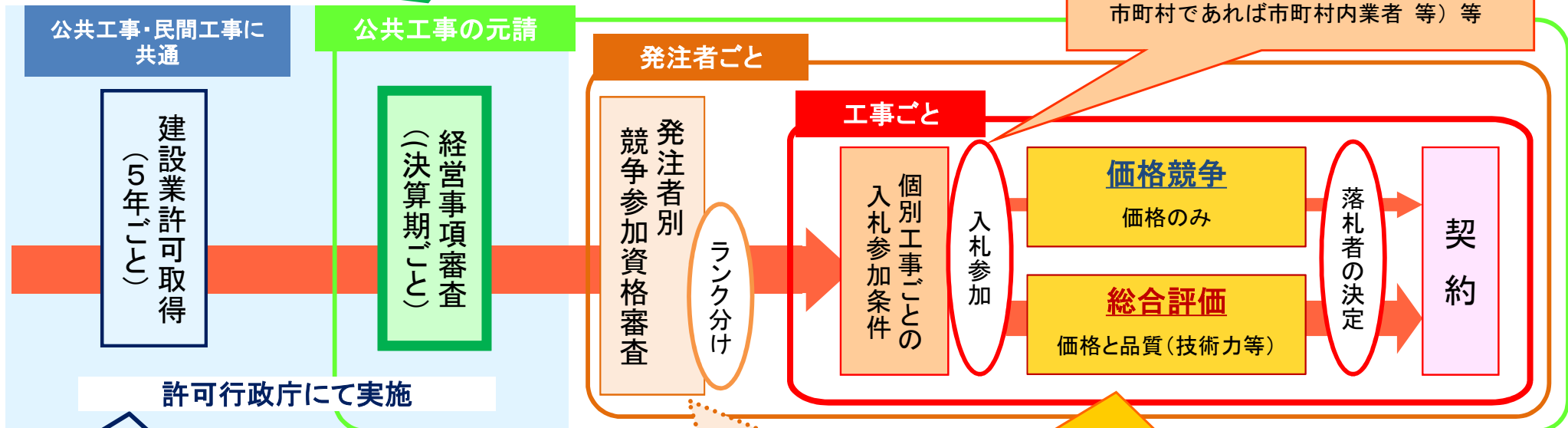
◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年技術者の育成）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- ・配置予定技術者
- ・地域要件
（県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等）等



◆建設業許可の要件

- ・経営業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点（主観点数）

- ◎工事関連項目
（工事成績、技術者数、表彰実績 等）
- ◎社会性関連項目
（防災協定、地元雇用 等）

個別具体の契約の実態に即した 一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

- ◆技術提案者(入札参加者)の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
〔実績、成績、手持ち工事量等〕
- 配置予定技術者の能力
- ... 等

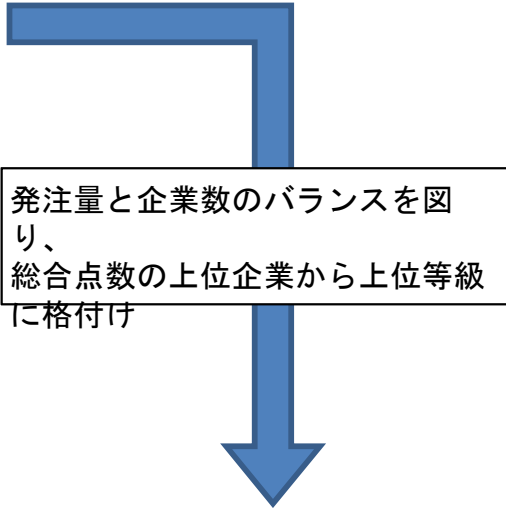
○直轄工事においては、企業の経営規模等による経営事項審査点に、工事受注や総合評価の参加実績による技術評価点を加算した総合点数に応じて企業の格付けを行い、各等級別に発注の標準とする工事金額(いわゆる発注標準)を定めている。

経営事項評価点数 + 技術評価点数 = 総合点数

経営事項評価点数 = 0.25X₁+0.15X₂+0.20Y+0.25Z+0.15W

経営規模	X ₁	①完成工事高（許可業種別）	その他審査項目 （社会性等）	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況※
	X ₂	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益			
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量			
技術力	Z	①元請完成工事高（許可業種別） ②技術職員数（許可業種別）			

※令和3年度以降行われる経営事項審査から適用



発注標準（一般土木）

技術評価点数 = 【換算係数 α】 × 【技術評価点素点】 ^ 【log β】

【技術評価点素点】=

＜直轄工事の受注実績＞

Σ { (【成績評定】-65) × 【技術的難易度】 × 【災害対応実績係数】 × 【工事規模】 × 【総合評価】 × 【部局係数】 × 【調整係数】 × 【直近係数】 }

＜総合評価方式への参加実績＞

+ 0.5 × Σ { 【技術的難易度】 × 【工事規模】 × 【総合評価】 × 【部局係数】 × 【直近係数】 }

＜地方公共団体の受注実績＞

+ 0.5 × Σ { (【成績評定】-成績評定平均点) × 【工事規模】 × 【調整係数】 × 【直近係数】 }

7.2億円 WTO(6.9億円)	Aランク
3.0億円	Bランク
0.6億円	Cランク
	Dランク

※ α、logβは、経営事項評価点数の平均と技術評価点数の平均が等しくなるように設定

経営事項審査の審査項目

○ 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,309点 最低点: 397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点: 1,595点 最低点: 0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	最高点: 2,061点 最低点: ▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点: 2,158 最低点: ▲18点	

5. 入札契約制度

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
 - 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- (※) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

(※) 令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結等
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用等

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

変更の概要

適正化指針とは

入契法※に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- i) 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務。また、建設発生土の適正処理を推進する必要。
- ii) 資材等の価格高騰への対応のため、公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要。
- iii) そのほか、公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要。

変更のポイント

I. 復旧・復興JV、建設発生土の適正処理

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として復旧・復興JVを追記
- 建設発生土の適正処理の推進のため、
 - ・ 予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明記
 - ・ 設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報を明記

II. 適切な契約変更

- 契約変更の必要性が生じうる事情の例示に資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等を明記

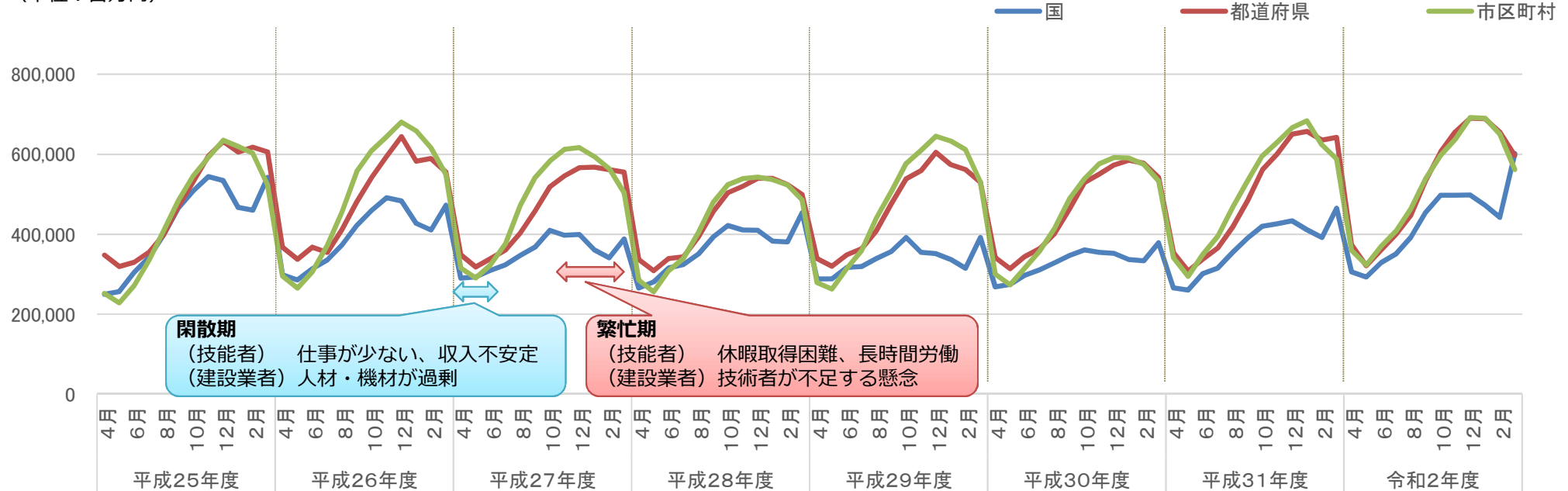
III. その他

- ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保について追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、低入札価格調査基準等を適正な水準で設定することについて追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、国・発注者によるCCUS活用促進の取組について追記

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
 ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



施工時期の平準化の推進

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)

債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

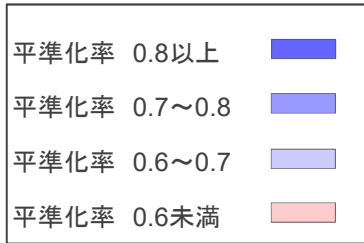
早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

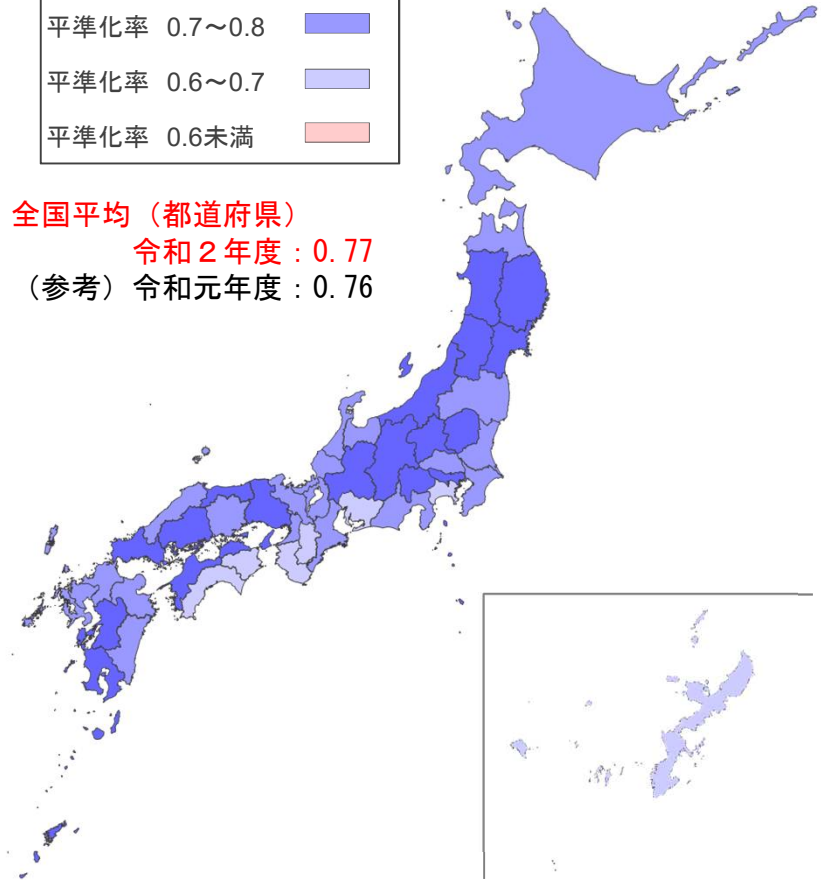
施工時期の平準化 — 進捗状況

- 都道府県における平準化率の状況は、一定程度進捗が図られている。
- 他方で、市区町村における平準化率は依然として低く、更なる働きかけが必要。

都道府県の平準化率の状況



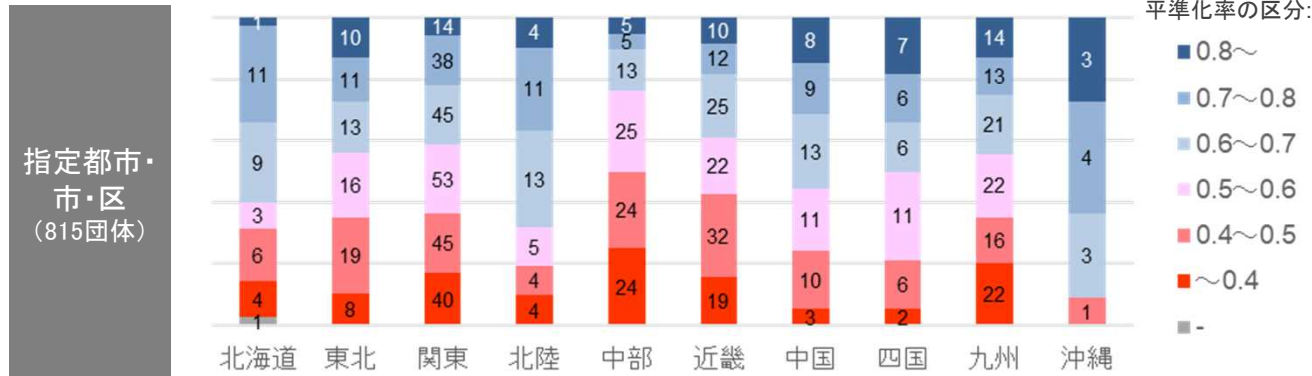
全国平均（都道府県）
令和2年度：0.77
（参考）令和元年度：0.76



指定都市・市区町村の平準化率の状況

※グラフ内の数字は地方公共団体数

地域別の平準化率の区分分布



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県
0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分：
北海道：北海道
東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸：新潟県、石川県、富山県
中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
中国：奈良県、和歌山県
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
沖縄：沖縄県

【参考】平準化率の求め方

○ 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

$$\left[\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} \right]$$

STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出

STEP 2 4～6月期の月あたり平均稼働件数（4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数）を算出

STEP 3 年度全体の月あたり平均稼働件数（当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数）を算出

STEP 4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

	工期													
工事名	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度
A工事 工期：前年度11/3～9/26	←	→			→									
B工事 工期：6/5～1/13			←	→										
C工事 工期：9/17～3/28						←	→							
D工事 工期：1/21～翌年度5/25											←	→		
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	
4-6月期の月平均稼働件数		4/3（件/月）												
年度全体の月平均稼働件数		24/12（件/月）＝2（件/月）												

※ 工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント
（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、
4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = \mathbf{0.67}$$

「歩切り」とは

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』※

※「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」
第2 4(1) より

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額**(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の**一部を、**
予定価格の設定段階において控除する行為

➡ 予定価格の適正な設定を求める**品確法第7条第1項第1号に反する違反行為**

積算段階

(積算基準等による設計書金額の算定)

実勢価格を**反映した**積算

実勢価格を**反映せず**積算

【受注者からの指摘】

- ・資材単価について、メーカー公表価格に、自治体が独自に不透明な乗率を掛けている*
- ・設計書(積算内訳)が公表されないため、採用単価が不透明
- ・予定価格の設定は設計図書が適切であることが前提等

設計書金額算定

予定価格設定段階

(契約担当者等による予定価格の設定)

設計書金額と**同額**の予定価格を決定

設計書金額を**控除して**予定価格を決定

【控除(減額)の目的例】

- ・慣例 ・自治体財政の健全化 ・公共事業費の削減
- ・他の工事に充てる予算の捻出
- ・追加工事が発生した場合に議会手続きを経ずに変更契約を実施
- ・入札契約制度の透明性・公正性の確保等(下記のケース) 等

- ・予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額に、システムで無作為に発生させた係数を掛ける
- ・事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げる

予定価格決定

「歩切り」に
該当しない

通常は
「歩切り」に
該当し、違法

合理的かつ
少額ならば
やむを得ない
場合もある

* こうした運用についても、実質的に「歩切り」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切

公共工事における「歩切り根絶」の徹底

- 平成26年品確法等改正により、「歩切り」※¹は品確法※²に違反することが明確化。総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が、歩切りを廃止することを決定

※¹予定価格の設定に当たって、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの ※²公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号

- 今般、平成28年から5年ぶりに全地方公共団体を対象として「歩切り」の実態について悉皆調査を行い、調査の結果、「歩切り」のおそれがある16市町村の幹部等に対し、直接個別に是正の働きかけ等を実施。全ての市町村において、歩切りを行わないことを確認し、「歩切り根絶」を再度徹底

全1788団体（47都道府県、20指定都市、1721市区町村）

令和3年2月
全地方公共団体
悉皆調査実施

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,672団体

端数処理等を行っている団体
100団体

「歩切り」を行っている
おそれのある団体
16団体

16市町村の幹部等に直接働きかけ等を実施

令和3年5月
歩切り根絶を
再度徹底

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,681団体（同額とする予定又は見直す方向で検討中の1団体を含む）

端数処理等を行っている団体
107団体

「歩切り」
を行っている
団体
皆減

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H31.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

R4.4.1～

【範囲】

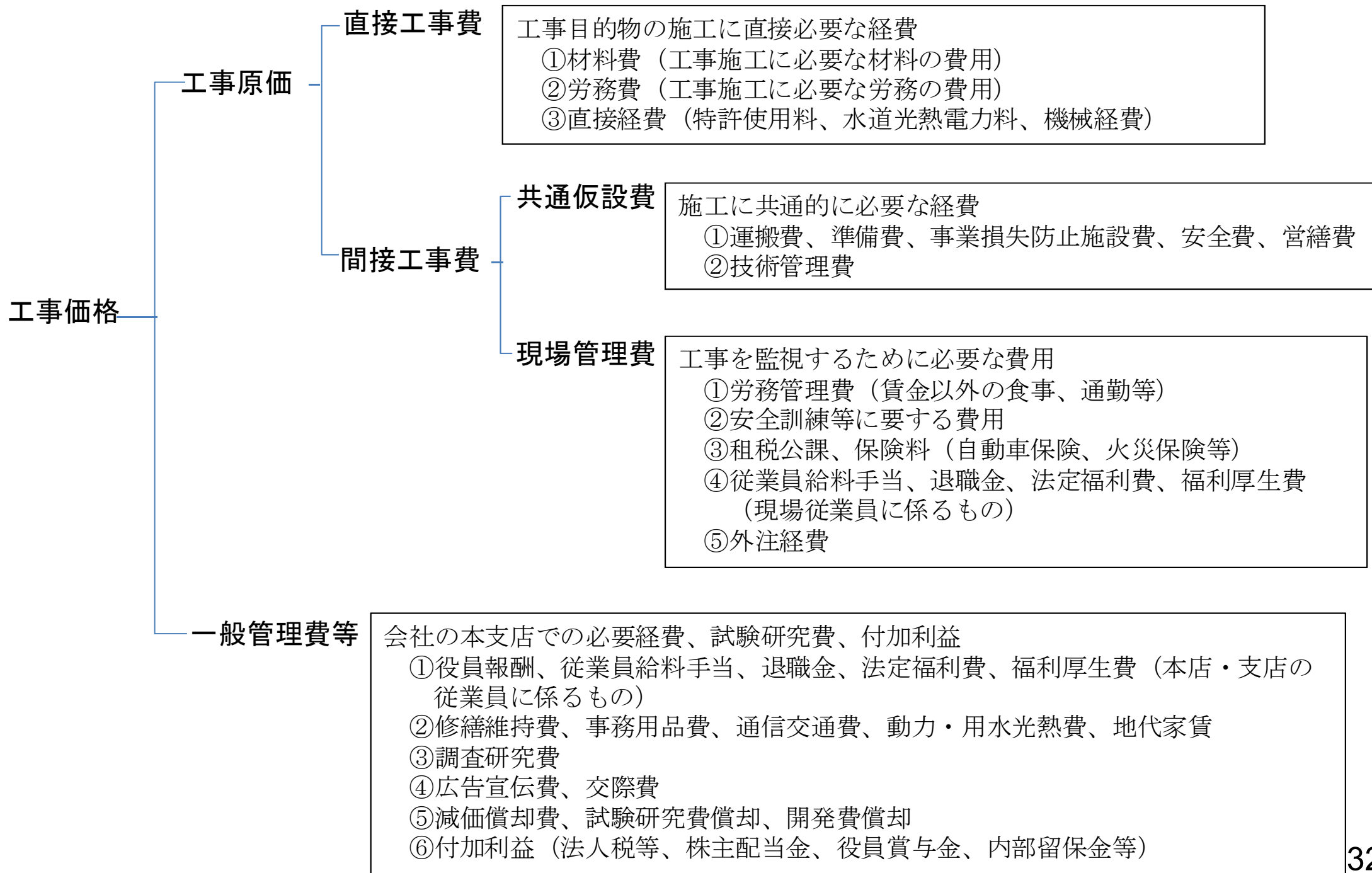
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.68
上記の合計額×消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

工事費の構成



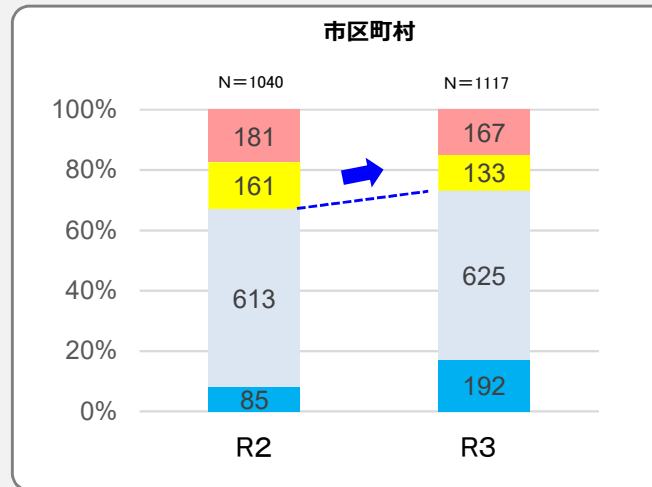
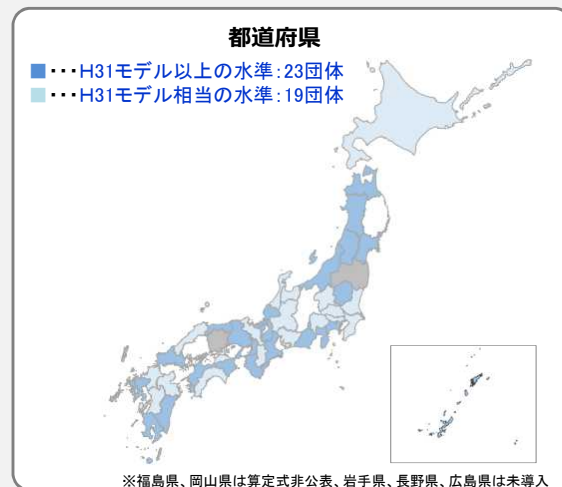
[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**全団体※で平成31年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用**
- 市区町村は、約95%の団体で最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を活用。(いずれの制度も未導入は84団体)
- 算定式の**設定水準は大きく改善**

※算定式公表団体について

■・・・H31年公契連モデル以上の水準
 ■・・・H31年公契連モデル相当の水準
 ■・・・H29年公契連モデル相当の水準
 ■・・・H29年公契連モデル以前の水準

最低制限価格算定式の設定水準



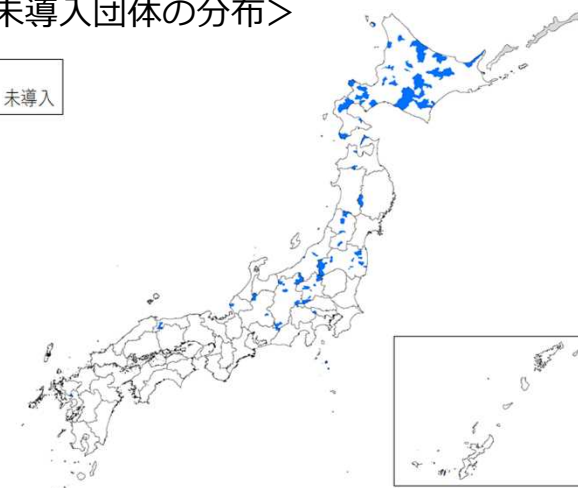
いずれの制度も未導入の団体

＜未導入団体の推移＞

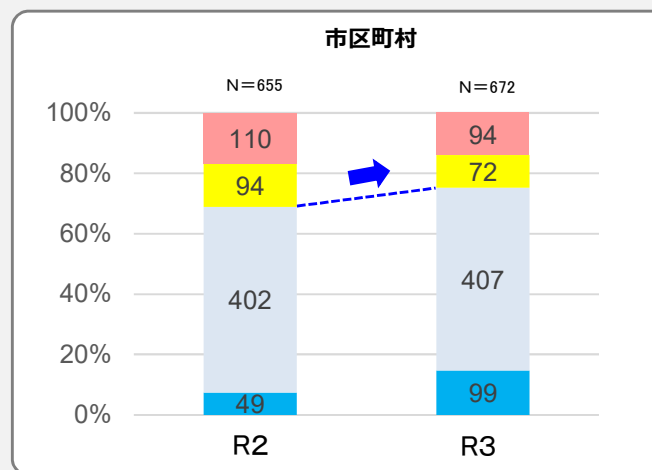
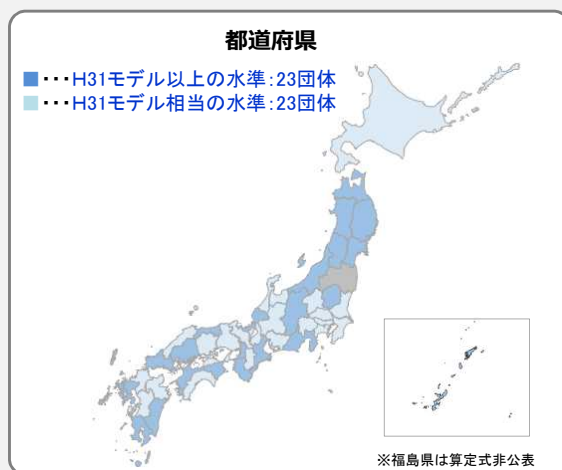
H18 484 団体
 ↓
 H20 359 団体
 ↓
 H24 232 団体
 ↓
 H29 126 団体
 ↓
 H30 109 団体
 ↓
 R 2 88 団体
 ↓
R 3 84 団体

＜未導入団体の分布＞

凡例
■ 未導入



調査基準価格算定式の設定水準



※ 中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

改正品確法

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

・段階的選抜方式（第16条） ・技術提案・交渉方式（第18条） ・地域における社会資本の維持管理に資する方式（第20条）

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

（１）契約方式の選択

事業・工事の複雑度、施工の制約度、設計の細部事項の確定度、工事価格の確定度などを考慮

事業プロセスの対処範囲に応じた方式

工事の施工のみを発注する方式

設計・施工一括発注方式

詳細設計付工事発注方式

設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

発注単位に応じた方式

維持管理付工事発注方式

包括発注方式

複数年契約方式

発注関係事務の
支援対象範囲に応じた方式

CM方式

事業促進PPP方式

など

（２）競争参加者の設定 方法の選択

原則として一般競争入札を選択※

※指名競争入札、随意契約の活用を
考慮する場合の考え方を指針に記載

一般競争入札

指名競争入札

随意契約

（３）落札者の選定方法 の選択

価格以外の要素の評価の必要性、仕様の確定の困難度などを考慮

価格競争方式

総合評価落札方式

技術提案・交渉方式

段階的選抜方式

など

（４）支払い方式の選択

工事進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更、コスト構造の透明性の確保などを考慮

総価請負契約方式

総価契約単価合意方式

コストプラスフィー契約・
オープンブック方式

単価・数量精算
契約方式

など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

（１）地域における社会資本を支える企業を確保する方式

（３）維持管理の技術的課題に対応した方式

（２）若手や女性などの技術者の登用を促す方式

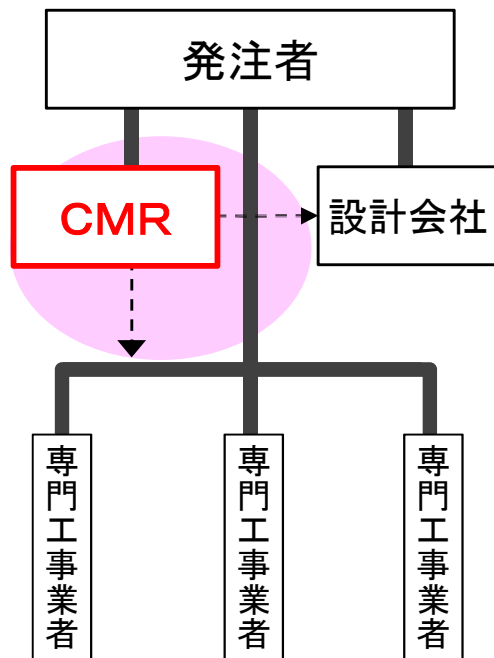
（４）発注者を支援する方式

CM方式とは

- 発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う

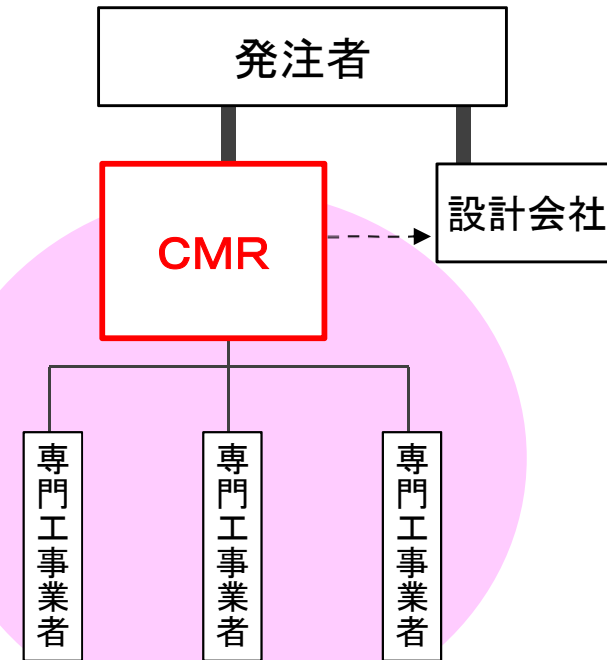
ピュア型CM方式

・CMRが設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行う方式



アットリスク型CM方式

・左記のマネジメント業務に加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

種類

① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

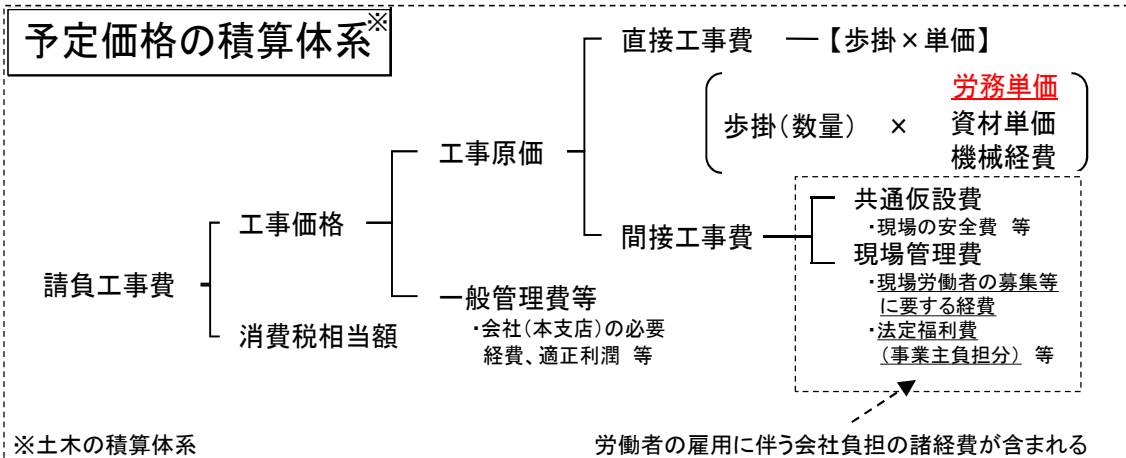
※ 鎌田・内田他「重要論点実務民法（債権関係）改正」によれば、定型約款の定義は①不特定多数要件と②合理的画一性要件とされているが、建設工事の請負契約についてはこのいずれにも該当しないことから、定型約款に当たらないものと考えられる。

6. 技能労働者等の確保・育成

公共工事設計労務単価の概要

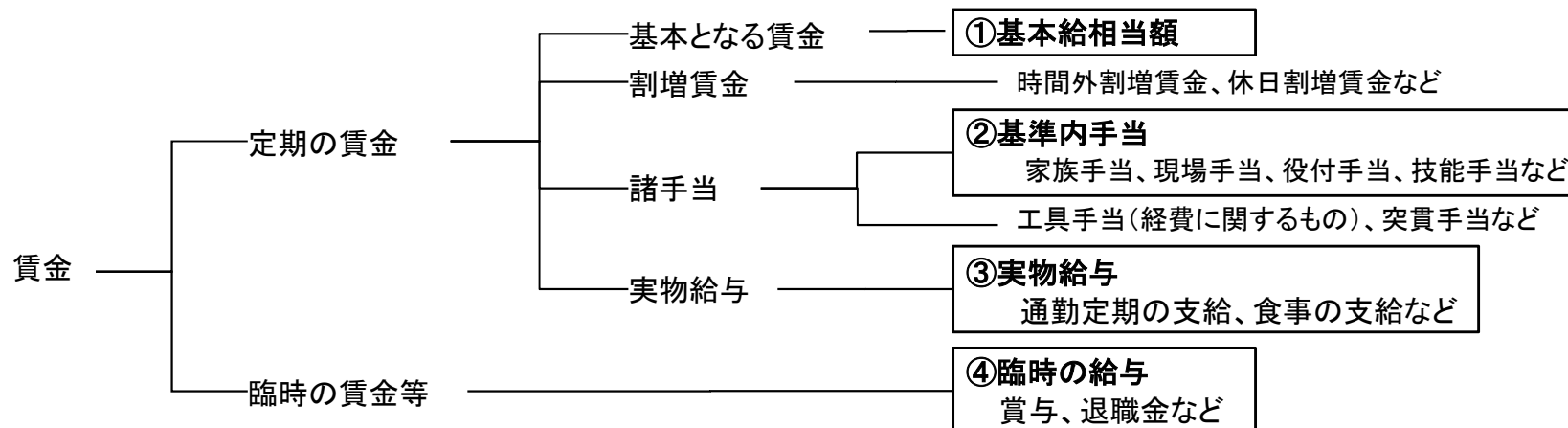
公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
 - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
 - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
 - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

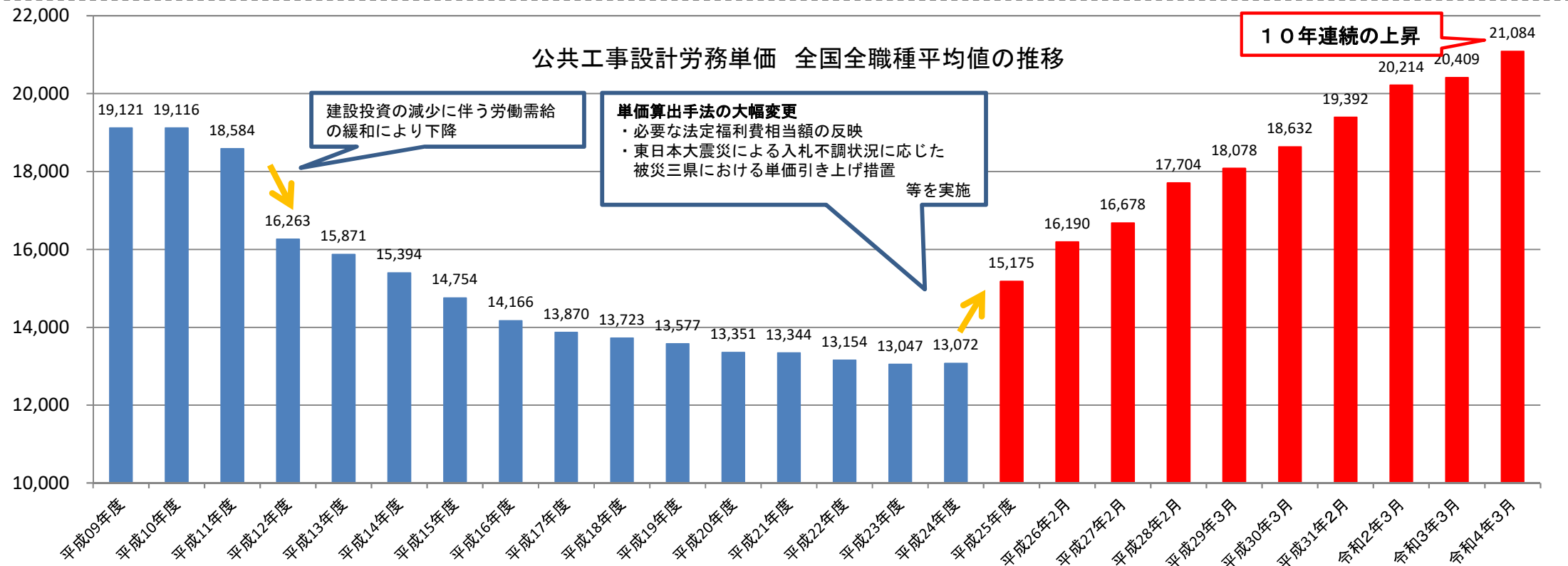
全 国

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- #### 【現場情報】
- ・現場名
 - ・工事の内容
 - ・施工体制 等



【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

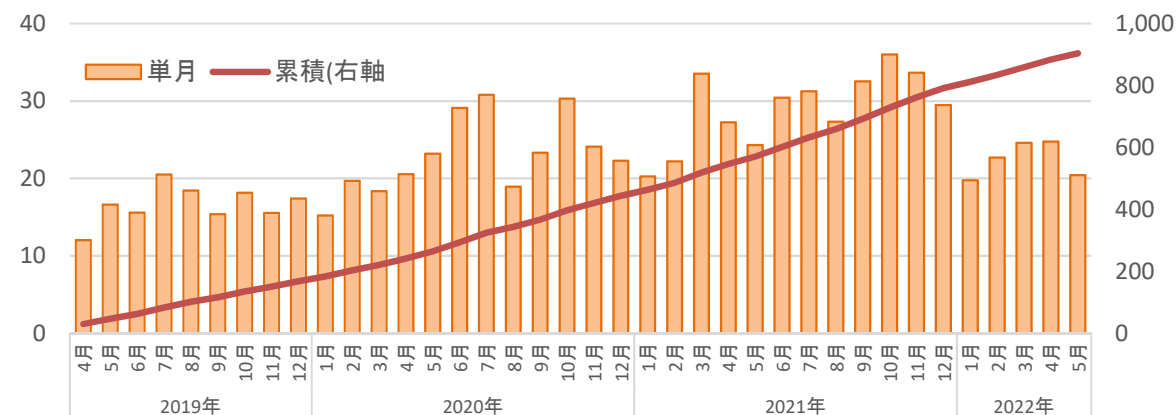
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

建設キャリアアップシステムの利用状況(2022年5月末)

技能者の登録数

90.4万人が登録

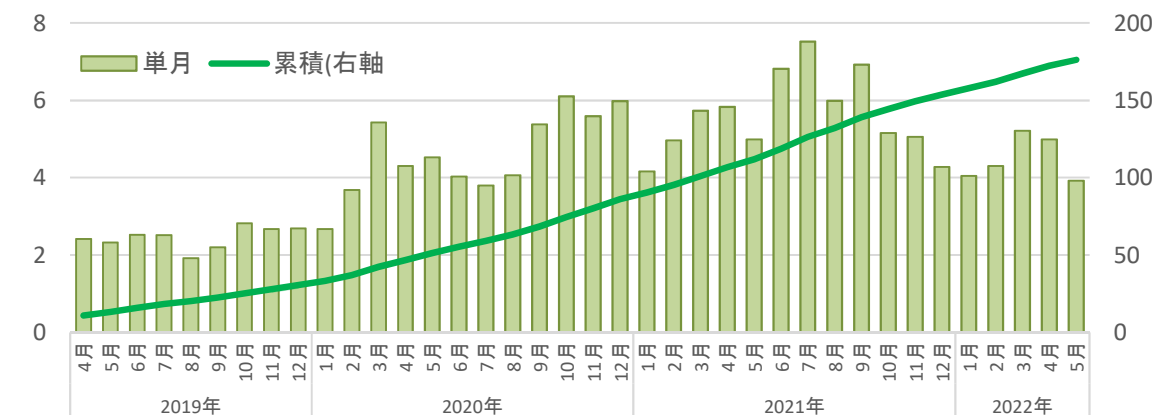
※労働力調査(R3)における建設業技能者数
:309万人



事業者の登録数

17.6万社が登録

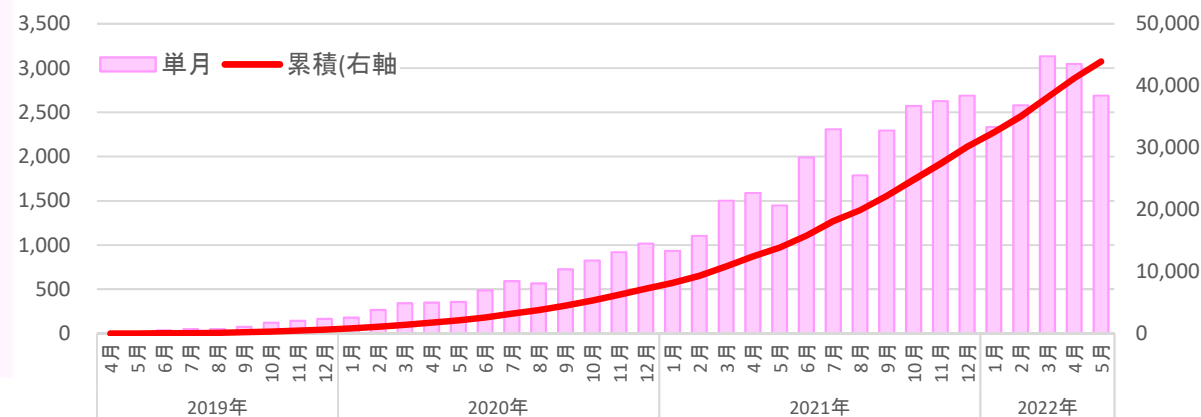
※うち一人親方は5.4万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※5月はGWもあり268.8万履歴を蓄積



CCUSに関する主な取組

元請による現場利用、現場管理での活用

公共工事でのインセンティブ措置の導入

- ◎直轄工事で、WTO工事等において、モデル工事を実施
- ◎都道府県では、**35道府県が企業評価を導入**
- ◎さらに、**経営事項審査での加点について検討**
(すべての元請工事におけるカードリーダー設置等について加点することを検討)



- 『ブロック別CCUS連絡会議』で、都道府県建設業協会や都道府県などと情報共有し活用を推進
- 市町村に対しては『都道府県公契連』を通じて働きかけ

■評価実施
■R4年度までに
評価導入予定
■今後検討

建退共（退職金制度）の掛金給付との連携

- ◎CCUSと電子申請方式との連携で建退共充当を効率化
※今夏から、**元請や1次下請が直接にデータ利用できる機能を供用**

技術者専任要件緩和の要件化

- ◎**監理技術者等の兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制確認を位置づけることを検討**

社会保険加入確認での活用、施工体制管理等

➡ 現場管理での更なる活用を推進

小規模現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎カードリーダーが常設しにくい現場も**スマホ等で利用が可能**



自身の顔をスマホにかざして
入退場が登録可能

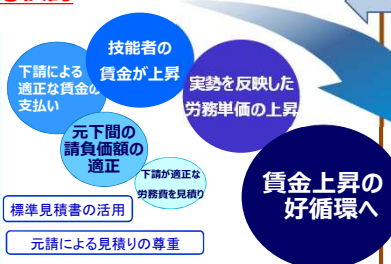
労務費や処遇改善との連動

労務費調査との連動（技能者の技能経験に応じた労務費）

- ◎労務費調査でCCUS技能者や技能・経験別の賃金の実態を調査
⇒**レベル別の賃金目安を公示するなど、労務費調査と能力評価をどのように関連づけるかについても検討**

労務費調査でのCCUS技能者の実態
(令和3年度労務費調査)

- CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より**約14%高い**
- CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者より**約3%高い**



技能レベルを反映した手当支給の促進

- ◎**CCUSの能力評価等を企業独自の手当で反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。**

ゼネコン個社による手当支給への取組例

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協会の規則でCCUS加入を義務化【奥村組】
- 評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。R5.6より推薦要件化も検討【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とする【鹿島建設】
- 独自の労務費補正制度(休日取得目標達成で、労務費を割増)にCCUS履歴を活用【五洋建設】

【その他導入・検討中の企業】 青木あすな建設、浅沼組、飛鳥建設、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、清水建設、大成建設、大日本土木、竹中工務店、東亜建設工業、東洋建設、戸田建設、日本国土開発、フジタ、前田建設工業、馬淵建設、三井住友建設、ヤマワ

公共発注者による週休2日工事との連携

- ◎CCUSの管理機能を用いて、**公共発注者による週休2日工事の円滑な実施に活用**（公共発注者による閲覧機能を内製化）

技能者アンケートでは、週休2日と技能経験に応じた賃金の要望が多い



技能・経験の評価や見える化

能力評価制度の実施

- ◎現在、38分野で能力評価を実施
- ◎レベル2以上は**約6万人**
(うちレベル4は約4万人)



施工能力の見える化評価

- ◎現在、**9分野**で見える化評価を実施
(さらに、その他**7分野**で評価を検討中)

職種	
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

- ◎都道府県レベルの専門工事業団体との対話のための環境づくりを推進
(先行して10県で、『官民推進協議会』を設置)

【宮城県】



【静岡県】





登録料・利用料金（料金は全て税込）

技能者の登録料

●簡略型登録料：2,500円（据置）

※簡略型登録はインターネット申請のみ

●詳細型登録料：4,900円

（簡略型から詳細型への移行：差額2,400円）

※登録は、最初の登録から10年間有効（カードに有効期限を記載）

※更新（再登録）時には、その時点のレベルに従ったカードが交付

➤ 詳細型登録により、能力評価（レベル判定）への活用が可能（レベル判定料：4000円/回）

※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する

➤ 簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能

➤ 事業者登録情報及びレベル判定実績により、企業見える化に活用可能（見える化評価手数料は認定団体が個別に設定）

事業者の登録料・利用料

①事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※5年ごとに更新
※一人親方の方は事業者登録料は無料
※個人事業主の方の登録料は6,000円

②管理者ID利用料

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業責任者ID」と「管理者ID」を利用することで、最大3階層を設け、支店等单位で管理可能

ID数	料 金
1IDあたり	950/月換算
一人親方	200/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみに用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料

元請事業者のみ

③現場利用料※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積（カードタッチ）1回ごとに料金が発生※
タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求

就業履歴回数	料 金
1回	10円

※既存民間システムとCCUSの自動連携（API連携）が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能（この場合も、現場利用料は発生）

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請（R3/12/01に要請）。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し（R3/12/01に要請）、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

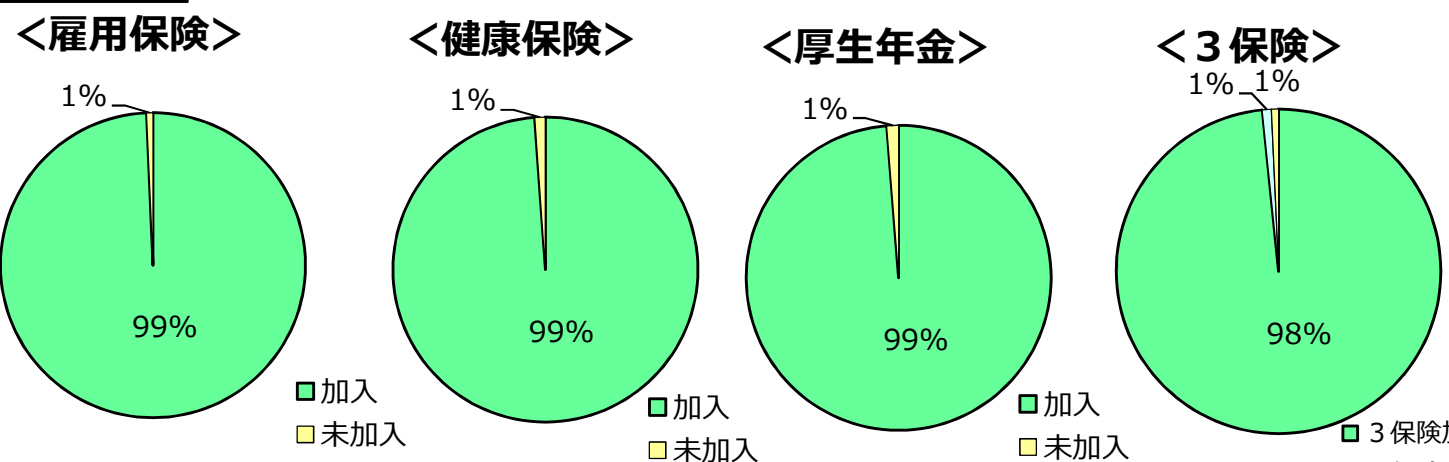
- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

- 公共事業労務費調査（令和3年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では99%**〔対前年度比-0.2%〕、**健康保険では99%**〔対前年度比-0.2%〕、**厚生年金保険では99%**〔対前年度比+0.0%〕となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では95%**〔対前年度比+0.2%〕、**健康保険では93%**〔対前年度比+0.5%〕、**厚生年金保険では89%**〔対前年度比+0.2%〕となっています。

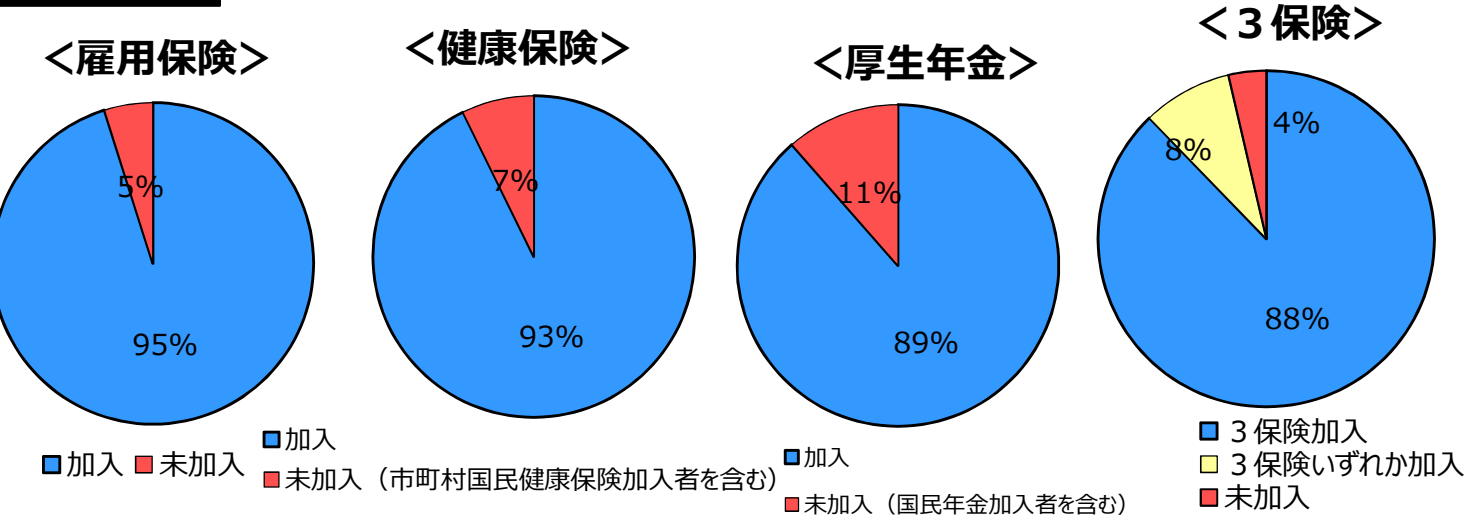
企業別



企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

労働者別



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%

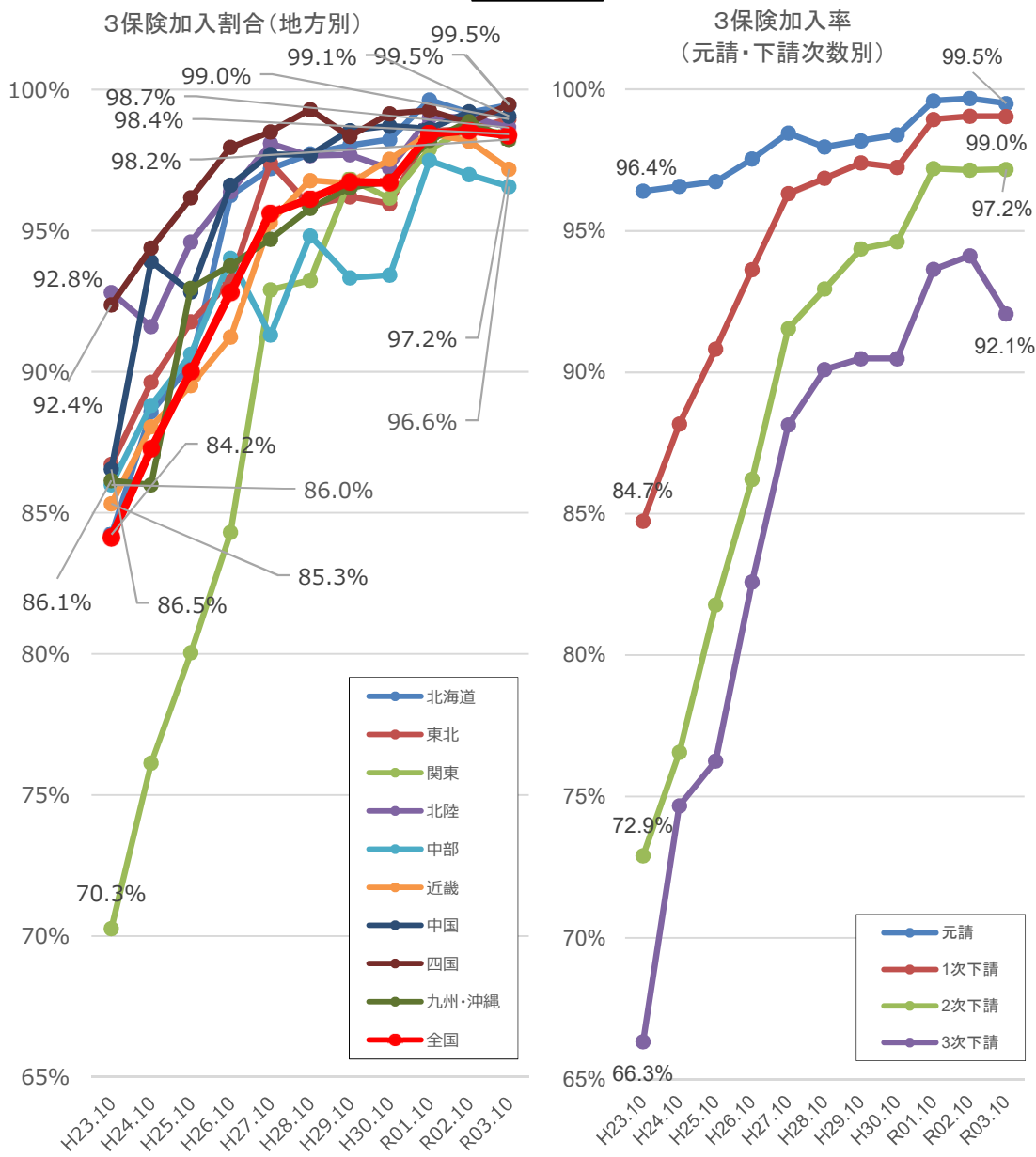
※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

45

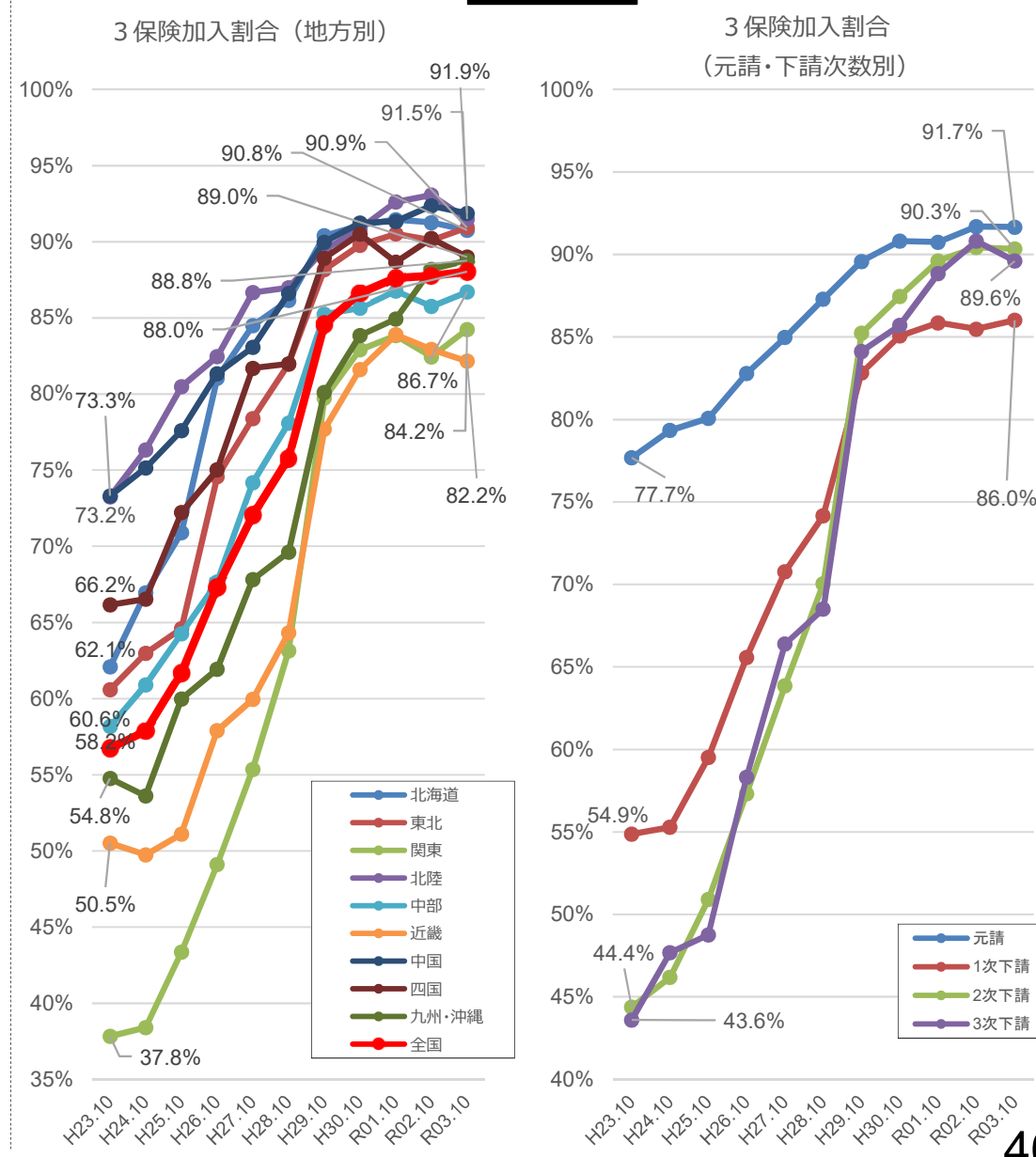
社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査～令和3年10月調査）における3保険加入状況をみると、**企業・労働者のいずれも加入割合は上昇傾向**にあるが、元請企業と比較して**高次の下請企業は加入割合が低い傾向**にある。

企業別



労働者別



- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成24年7月通知・同年11月施行）」を定め、**適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱い**としてきたところ。
- 令和元年の建設業法等の一部改正等により、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、**工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項**とされたことを踏まえ、**建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。**

これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加（H24.5改正、11施行）

○経営事項審査での減点幅拡大（H24.7～）

○直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大（H26.8～） ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いとするよう指導

○建設業法改正（R2.10～施行）
・社会保険加入が建設業許可・更新の要件化
・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに

令和2年10月1日以降の取組

【社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにて以下の取組を明記】

- 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、**登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されているCCUSの登録情報を活用※し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする**
 - **CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること**
 - CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
 - 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎 1111111111111111	協会けんぽ 厚生年金 一般		9012

CCUS登録時に
運営主体により
真正性確保

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

建設業の一人親方問題に関する検討会まとめ 概要

規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
 - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
 - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
 - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
 - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
 - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
 - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
 - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
 - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
 - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
 - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
 - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
 - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
 - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
 - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
 - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
 - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
 - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

7. 取引の適正化

①「建設業法令遵守推進本部」 (平成19年4月 設置)

- ・ 建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等に設置
- ・ 令和4年度体制：約270名

②「建設業法令遵守ガイドライン」 (平成19年6月策定、以後6回改訂【最終改訂：令和3年7月】)

- ・ 元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為（事例）を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。

③「駆け込みホットライン」 (平成19年4月 開設)

- ・ 主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として開設
- ・ 通報件数：H29年度1,710件、H30年度1,651件、R1年度1,785件、R2年度1,602件、R3年度1,683件

④「下請取引等実態調査」 (昭和54年から実施)

- ・ 建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導書を送付
- ・ 令和3年度調査：対象業者数 18,000業者、期 間：令和3年8月2日から9月10日

⑤立入検査の実施

- ・ 下請取引等実態調査、駆け込みホットラインに寄せられた情報等に基づく地方整備局等による立入検査等を実施
- ・ 立入検査件数：H29年度788回、H30年度734回、R1年度598回、R2年度416回、R3年度778回

⑥指導・監督処分

- ・ 各地方整備局等に設置された建設業法令遵守推進本部の活動結果として毎年勧告及び監督処分の実施件数を公表
- ・ 個別の監督処分情報はネガティブ情報検索サイトにて随時公表

⑦「建設業取引適正化推進月間」〔毎年11月〕（平成22年11月 創設）

- ・ 建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省及び都道府県が連携し、集中的な取組を実施
- ・ 具体的取組として、立入検査等（必要に応じ合同）の実施、建設業者等を対象とした講習会等の開催
※令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、講習会等の集中的な開催を避けるため、「建設業取引適正化推進期間」として期間を10月～12月に拡大し実施

⑧「建設業法令遵守に関する説明動画」（令和2年11月 作成）

- ・ ①「建設業法令遵守ガイドライン改訂（令和2年9月）」、②「建設企業のための適正取引ハンドブック（第2版）」の2つについて動画を作成し、国土交通省のYouTubeチャンネル「MLIT channel」に掲載
- ・ 視聴回数（総数）：①約28,087回、②約15,188回（令和4年3月31日現在）

⑨「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）」〔毎年盆と暮〕

- ・ 建設業者団体（110団体）の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期と冬期に、下請契約及び代金支払の適正化、並びに施工管理の徹底等を要請
- ・ 併せて都道府県の主管部局長に対しても、取組強化を要請

⑩「建設業取引適正化センター」（平成21年7月 開設）

- ・ 建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置
- ・ 相談件数：H29年度1,364件、H30年度1,327件、R1年度1,474件、R2年度1,350件、R3年1,408件

活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、地方整備局等にその組織を設け、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査及び報告徴取の実施

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業適正取引推進期間の実施等

10~12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。
都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

○ 個別の工事毎における元請下請間の取引状況について調査を実施

標準見積書の活用や見積りの協議状況、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）状況等についてモニタリング調査を行うとともに、以下の①②の実態についても確認を行う

① 著しく短い工期の禁止

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。
今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

② 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。
受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

8. 最近の話題

賃金引上げに係る岸田総理大臣の発言

「第3回新しい資本主義実現会議」(11月26日)における岸田総理発言(抄)

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3パーセントを超える賃上げを期待いたします。

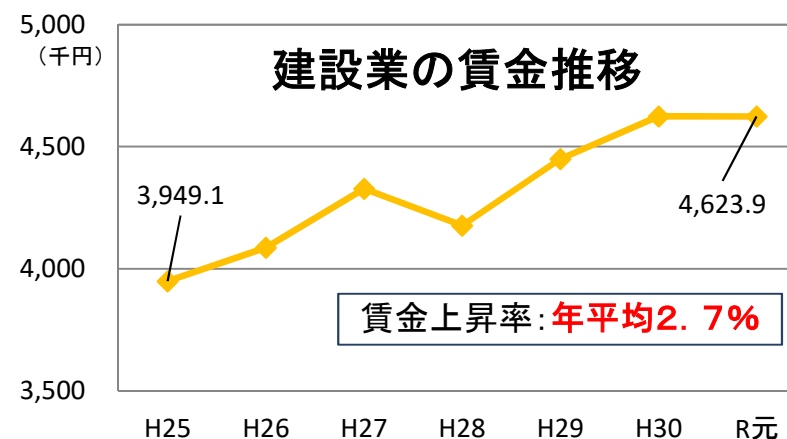
岸田総理の所信表明演説(12月6日)(抄)

建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均2.7%と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。

世界の物価が上昇し、我が国に波及する懸念が強まる中、我が国経済を守るためにも、賃上げに向け、全力で取り組みます。

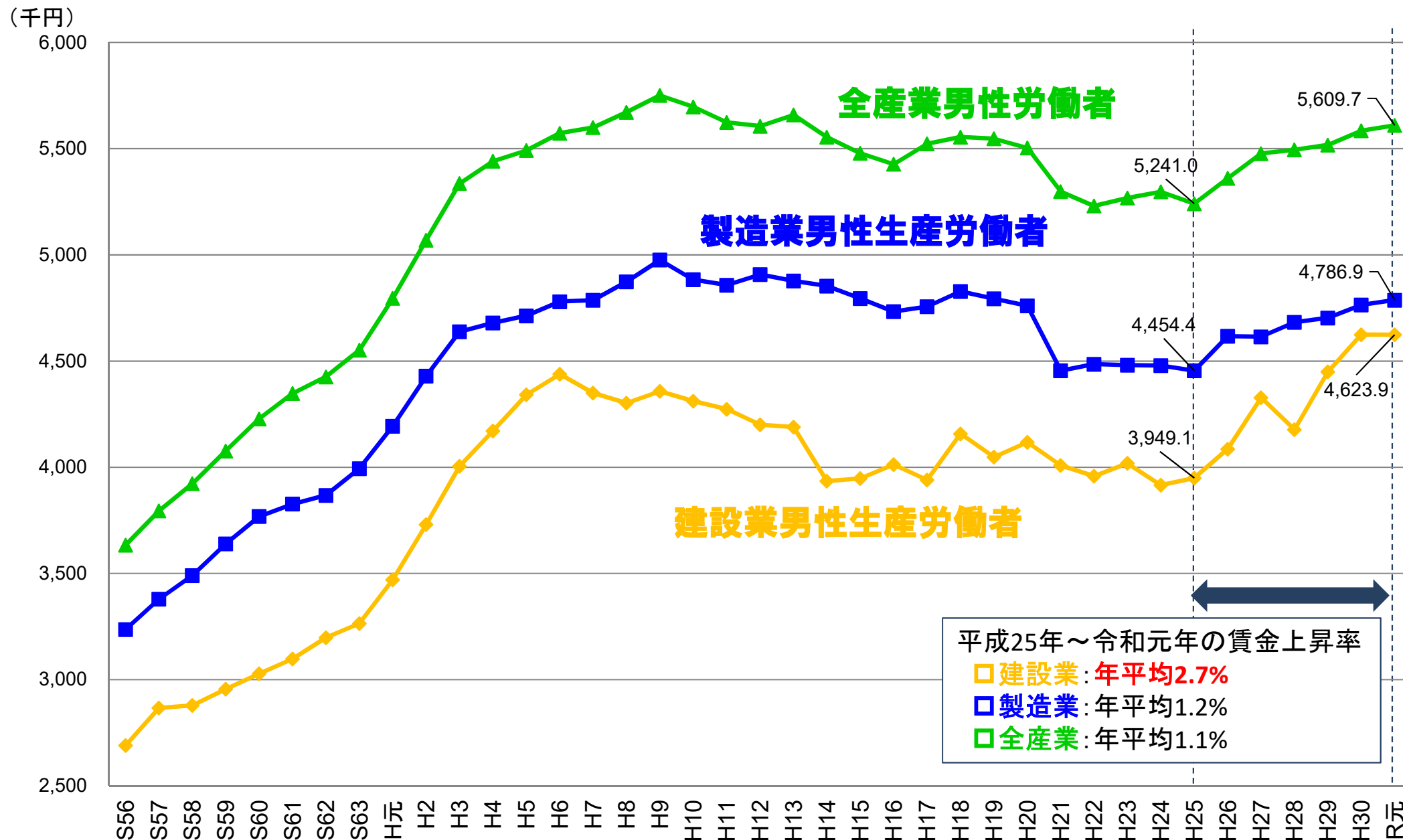


出典：官邸HP



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)より
建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額(年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額)

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

開催概要

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あがて取り組んでいくことを確認。
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。



業界団体の動き

日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

○技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

(参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

全国中小建設業協会(令和3年5月31日理事会決定)

○働き方改革宣言

(略)働き方改革の具体的な取組として、高い水準の公共投資を背景に**当分の間、2パーセント以上の労務費の引き上げの取組を宣言**する。今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、労務費の引き上げを推進する。

全国建設業協会(令和3年4月21日理事会報告・5月11日会長名通知)

○令和3年度事業計画

2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%(9年連続プラス改定)となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、**同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める**。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

建設産業専門団体連合会(令和3年6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

○建設技能労働者の処遇改善への取組について

- **職人の賃金を上げていくことについて賛同。**
- 賃金アップのための障壁は多く、元請・下請関係では、ダンピングによる受発注等への対応や下請け企業の見積尊重の実施等、経営者として意識を強く持って取り組んで行かなくてはならない。
- これらの課題のうち**賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の目標と定め、**
 - **労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること**
 - **当該見積書を尊重した請負契約を締結するよう理解を求めていくこと**を当会加盟団体の当面の共通取組として実施。

賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 赤羽大臣・建設業団体トップで合意された「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印」のもと、公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
 - ①安定的・持続的な公共投資の確保とともに、②適正な予定価格の設定や、③ダンピング対策の更なる徹底 等 を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底
(不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更がトランの公表、適正履行
(特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進)

都道府県に加え、市町村に対しても、都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣 等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)(抜粋)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を発出。令和4年3月8日付でも、同様の内容にて再度要請を発出。
- さらに、令和4年2月25日付けで、建設業団体等に対して、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じること、取引価格は原材料費等の上昇分を考慮した上で十分に協議し決定すること等を要請。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

開催概要

日 時：令和4年2月28日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進、建設キャリアアップシステムの普及促進 等

- 建設業の賃金引上げに向けては、官民協働した取組が不可欠であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せ。
- 建設業の担い手確保に向けて、工期の適正化や施工時期の平準化、インフラ分野のDX推進等による働き方改革等の推進や、ダンピング対策の徹底等について議論。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及促進及びこれを用いた処遇改善等について議論。技能レベルに応じた手当の支給について、取組の水平展開を大臣から要請。



（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- 賃上げ・価格転嫁対策（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省）
 - 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。
 - 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。
 - アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に関係する事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底について

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定や必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進